

令和元年第9回荒尾市農業委員会議事録

開催日時 令和元年9月10日(火) 13時30分開会

開催場所 荒尾市役所第43号会議室

出席委員 11人

内田 浩明 (副会長)

前田 博礼

成徳 親幸

中尾 純一

濱崎 仁道

山川 英昭

福田 榮一

前田 真也

濱田 陽子

齊藤 健

上田 清史

欠席委員 3人

農業委員会事務局出席者

局長 米田 靖彦

次長 藤井 浩一

書記 田中 雅之

書記 中山 敬二

議事日程

第1 議事録署名委員・会議書記の指名

第2 議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）

議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）

（8月継続案件）

議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第50号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について

報告第20号 農地法第18条6項の規定による合意解約通知について

報告第21号 農地法第3条の3第1項の届けについて

第3 その他

議長（副会長） それではただ今より令和元年第9回の総会を開催いたします。本日は14名中11名出席ですので、総会は成立しています。本日は議題6件、報告2件となっております。それでは審議に入りたいと思います。

議長 議案第46号 農地法第3条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請について、事務局より説明をお願いします。

（事務局説明） 議案第46号 農地法第3条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請についてです。

1件です。

受付番号1

（譲渡人） 熊本市の個人

（譲受人） 樺の個人

（土地の所在地） 樺の田、面積742㎡、現況田

（譲渡理由） 贈与

（譲受理由） 経営拡張

こちらは現場の写真になります。こちらが申請のあった所の農地になります。耕作されていない保全状態の農地です。以上です。

以上、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第3条の 所有権移転 許可申請については以上です。

議長 ありがとうございました。それでは担当委員は説明をお願いします。

委員 受付番号1についてですが、譲受人の方は譲渡人の方の甥にあたります。今耕作されている農地もきちんと管理されています。問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございました。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして**議案第47号農地法第3条の規定による農地等の「使用貸借権設定」許可申請**について、事務局より説明をお願いします。

(事務局説明)

受付番号1

(譲渡人) 上井手の個人

(譲受人) 上井手の個人

(土地の所在地) 上井手の田、面積 1193 m²、現況田 外 11 筆 合計 21,149 m²

(譲渡理由) 経営移譲

(譲受理由) 経営主となるため

現地の状況について、スクリーンをご覧ください。図面 2-2①の農地ですが、いずれも水稻を栽培されています。図面 2-2②の農地ですが、図面中央の農地は野菜を栽培されています。図面下方の農地、図面上方の農地は耕作されていない保全状態の農地です。図面 2-3③ですが、水稻を栽培されている農地です。図面 2-3④ですが、みかんを栽培されている農地です。以上です。

以上、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第3条の 使用貸借権設定 許可申請については以上です。

議長 ありがとうございます。それでは担当委員は説明をお願いします。

委員 1番についてですが、貸し手、借り手は、親子関係です。父親から長男に経営を移譲されます。問題ないと思います。よろしくをお願いします。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして、前回の総会で継続案件となりました議案について審議いたします。**議案第41号 農地法第3条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請**について、事務局より説明をお願いします。

(事務局説明)

受付番号1

(譲渡人) 山口県宇部市の個人

(譲受人) 平山の個人

(土地の所在地) 平山の畑、面積 1,733 m²、現況畑 外2筆 合計 4,181 m²

(譲渡理由) 贈与

(譲受理由) 経営拡張

こちらは現場の写真になります。こちらが申請のあった所の農地になります。何も耕作されていない荒れた状態の農地です。以上です。

以上、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

議長 ありがとうございます。それでは担当委員は説明をお願いします。

委員 現地を見てきましたが、かなり荒れています。譲受人とも話をしました。譲渡人は山口県宇部市からこちらに帰ってくるということが無いということで、譲受人が経営拡張で譲り受けるということで少しずつ開拓していくということです。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。

委員 譲受人は譲渡人の息子さんですか。

委員 従兄弟になります。

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして**議案第48号**

農地法第4条の規定による農地等の「転用申請」許可申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局説明)

2件です。

受付番号1

(申請人) 平山の個人

(土地の所在地) 平山の畑、面積 1844 m²、現況畑

(転用目的) 作業場 第1種農地 集落接続

現地の状況ですが、何も耕作されていない農地です。事業計画書をご覧ください。金属リサイクル業の作業場を作る計画です。給水はなく、排水については雨水を自然浸透させます。周辺の農地への営農に影響はありません。以上です。

受付番号2

(申請人) 下井手の個人

(土地の所在地) 下井手の畑、面積 109 m²、現況畑

(転用目的) 太陽光発電施設、第3種農地

現地の状況ですが、耕作されていない保全状態の農地です。周囲には住宅があります。事業計画書をご覧ください。隣接農地についても5条の所有権移転の申請をされていますので、そちらは後ほど説明します。太陽光発電のため、給水はなく、排水は雨水のみで自然浸透させます。周辺農地への営農に影響はありません。以上です。

以上、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第4条 転用申請 許可申請については以上です。

議長 ありがとうございます。それでは受付番号1について担当委員は説明をお願いします。

委員 1番については、1種農地ですが、何十年と耕作されておらず、草が茂った状態です。作業場ということですが、建物は建てず、生コンも流さないということですので、問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして、受付番号2について、担当委員は説明をお願いします。

委員 2番についてですが、周りは住宅地に囲まれていて耕作もされないということで太陽光発電施設にするということです。次の5条申請の分も併せて考えても問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして**議案第49号農地法第5条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請**について、説明をお願いします。

(事務局説明)

6件です。

受付番号1

(譲渡人) 佐賀県神埼郡の個人

(譲受人) 荒尾の個人

(土地の所在地) 荒尾の畑 面積 330 m²、現況畑 外2筆 合計 526.84 m²

(転用目的) 資材置場、第3種農地、用途地域内の農地

現地の状況ですが、申請地は、通路となる部分については耕作されていない保全状態の農地で、西側の奥にある農地は野菜が栽培されていました。事業計

画書をご覧ください。給水はなく、雨水は自然浸透させる計画です。周辺は住宅となっており、近隣農地への営農に影響はありません。以上です。

受付番号 2

(譲渡人) 下井手の個人

(譲受人) 下井手の個人

(土地の所在地) 下井手の畑 面積 220 m²、現況畑

(転用目的) 太陽光発電施設、第3種農地、用途地域内の農地

議案第48号の受付番号2番の事案の農地と隣接した農地で、併せて太陽光発電施設の事業用地となります。申請地は耕作されていない保全状態の農地で、周りは住宅地となっております。事業計画書をご覧ください。給水は無く、雨水は自然浸透させる計画です。近隣の農地への営農に影響はありません。以上です。

受付番号 3

(譲渡人) 滋賀県米原市の個人

(譲受人) 長洲町の個人

(土地の所在地) 野原の畑 面積 272 m²、現況畑外1筆 合計面積 310 m²

(転用目的) 店舗、第3種農地、用途地域内の農地

現地の状況ですが、申請地は耕作されていない保全状態の農地です。事業計画書をご覧ください。猫カフェを運営するために店舗を建設されます。給水については上水道を利用、汚水については合併浄化槽で処理し、雨水は浸透枘で処理する計画です。飲食物の提供は行いません。近隣農地の営農に影響はありません。以上です。

受付番号 4

(譲渡人) 滋賀県米原市の個人

(譲受人) 万田の個人

(土地の所在地) 野原の畑 面積 996 m²、現況畑

(転用目的) 店舗兼一般住宅、第3種農地、用途地域内の農地

現地の状況ですが、申請地は耕作されていない保全状態の農地です。事業計画書をご覧ください。ドッグカフェを運営するために店舗兼住宅を建設されます。給水については上水道を利用、汚水については合併浄化槽で処理し、雨水

は浸透枘で処理する計画です。近隣農地の営農に影響はありません。以上です。

受付番号 5

(譲渡人) 平山の個人

(譲受人) 平山の個人

(土地の所在地) 上井手の畑 面積 436 m²、現況畑外 1 筆 合計面積 451 m²

(転用目的) 一般住宅、第 3 種農地、用途地域内の農地

現地の状況ですが、申請地は耕作されていない保全状態の農地です。事業計画書をご覧ください。給水については上水道を利用、生活雑排水については、合併浄化槽で処理し、雨水は浸透枘で処理する計画です。近隣農地の営農に影響はありません。以上です。

受付番号 6

(譲渡人) 大牟田市の個人

(譲受人) 東屋形四丁目の個人

(土地の所在地) 川登の畑 面積 200 m²、現況畑

(転用目的) 一般住宅、第 3 種農地、用途地域内の農地

現地の状況ですが、申請地は耕作されていない保全状況の農地です。事業計画書をご覧ください。給水については上水道、生活雑排水については公共下水道を利用し、雨水は雨水枘で処理する計画です。近隣農地の営農に影響はありません。以上です。

以上、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第 5 条の「所有権移転」許可申請については以上です

議長 ありがとうございます。では、それぞれにつきまして説明をお願いします。まず受付番号 1 について担当委員は説明をお願いします。

委員 1 番ですが、行政書士と立会いをしました。住宅地に囲まれた位置にある農地です。申請地より高い位置にある住宅地と低い位置にある住宅地があり、隣地との高低差があります。段差がある箇所を造成をするときに土砂が流出しないようにしていただくこと、災害等で土砂が流出したときには速やかに対処

していただくことを約束していただきました。問題は無いと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして他に御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号2について、担当委員は説明をお願いします。

委員 2番ですが、この土地は、議案第48号2の案件の農地の隣にある農地で、自身の所有されている土地とこの案件で取得される土地を併せて太陽光発電施設を建設されます。問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか？よろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号3について、担当委員は説明をお願いします。

委員 3番ですが、周りの農地への影響はなく問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。

委員 珍しい商売だと思いますが、犬の販売もされるのですか。

委員 犬や猫の遊び場ですよね。

事務局次長 犬や猫がお店にいて、犬や猫と触れ合う場所です。猫を飼えない人や猫を好きな人の癒しの場ですね。

委員 猫カフェは、飲食物の提供は行わないとありますが。

事務局次長 皿を洗う、流しに流すことが必要になる飲食物の提供は無いということですが。

委員 分かりました。

議長 この件につきまして他に御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号4について、担当委員は説明をお願いします。

委員 4番ですが、3番の案件の隣地となります。周りの農地への影響はありません。問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号5について、担当委員は説明をお願いします。

委員 受付番号5ですが、苗は作ってありましたが、住宅地の話があり作らないようになったということです。転用することに関しては問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号6について、担当委員は説明をお願いします。

委員 受付番号6ですが、写真では畑のように見えますが、隣地とのブロックで段々に区切っており、元々宅地として作ってあるような場所です。周囲は住宅地となっており、転用することに関しては問題は無いと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。議案第49号を終了したいと思います。では続きまして議案第50号農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

(事務局説明) 議案第18号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画についてです。

別紙をご覧ください。今回は、令和元年9月13日の公告予定です。今回が9回目の利用権設定となっております。

別紙1ページをご覧ください。総括表です。左側が今回の設定面積です。利用権設定の新規設定5年の田5,177㎡、樹園地7,785㎡、新規設定10年の樹園地7,462㎡、所有権移転の田2,185㎡、畑3,013㎡です。今回の利用集積計画合計が25,622㎡となっております。右側の本年累計ですが、表右下をご覧ください。第1回からの累計で184,804㎡となります。

1 件目

新規設定です。

(借り人) 牛水の個人

(貸し手) 東京都調布市の個人

(利用権を設定する土地) 牛水の田、面積2,219㎡

利用目的は水稲、期間は令和元年10月1日から令和6年6月30日までの5年間、10aあたり10,000円の賃貸借となっております。

2 件目

新規設定です。

(借り人) 川登の個人

(貸し手) 平山の個人

(利用権を設定する土地) 川登の樹園地、面積 4,468 m²

利用目的は野菜、期間は令和元年 10 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までの 5 年間、1 筆あたり 30,000 円の賃貸借となっております。

3 件目

新規設定です。

(借り人) 上井手の個人

(貸し手) 上井手の個人

(利用権を設定する土地) 上井手の田、面積 2,287 m²

利用目的は水稲、期間は令和元年 10 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までの 5 年間、120kg/筆の物納となっております。

4 件目

新規設定です。

(借り人) 上井手の個人

(貸し手) 府本の個人

(利用権を設定する土地) 府本の樹園地 面積 4,095 m² 外 1 筆 合計 7,462 m²

利用目的はみかん、期間は令和元年 10 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日までの 10 年間、25,000 円/筆の賃貸借となっております。

5 件目

新規設定です。

(借り人) 野原の個人

(貸し手) 野原の個人

(利用権を設定する土地) 野原の樹園地 面積 1,000 m² 外 2 筆 合計 3,988 m²
利用目的はぶどう、期間は令和元年 9 月 20 日から令和 6 年 6 月 30 日までの
5 年間、使用貸借設定となっております。

続きまして、所有権移転です。

1 件目

(譲受人) 平山の個人

(譲渡人) 東京都板橋区の個人

(所有権移転する土地) 平山の畑、面積 2,513 m²外 1 筆 合計面積 3,013 m²
利用目的は野菜、贈与による所有権移転となっております。

2 件目

(譲受人) 樺の個人

(譲渡人) 樺の個人

(所有権移転する土地) 樺の田、面積 1,978 m²外 1 筆 合計面積 2,185 m²
利用目的はみかん、売買代金総額 300,000 円となっております。

農用地利用集積計画については以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありま
せんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 では**議案第 5 0 号**を終了したいと思います。続きまして報告事項に移り
たいと思います。報告事項ですので、続けてお願いしたいと思います。

(事務局説明)

報告第 20 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について (4 件)

報告第 21 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の届け (相続) (5 件)

議長 ありがとうございます。審議はありませんが、ご意見ご質問受け付けます。何かございませんか。

— (「なし」の声あり) —

議長 では本日予定していました議案は全て終了しました。事務局から何かありませんか。

事務局より事務連絡

議長 ありがとうございます。他に何かございませんか。

— (「なし」の声あり) —

議長 それでは、これをもちまして令和元年第9回総会を終わります。